

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 山口消化器科
- ① ☐ 財団    ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし    ☒ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人    ☐ 特別医療法人    ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人    ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用    ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市広田 3 丁目 38 - 34

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 17 日

- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 3 月 3 日

(5) 役員及び評議員

|       | 氏 名   | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 理 事 長 | 山口 直行 |     |
| 理 事   | 山口 園子 |     |
| 監 事   | 藤 美登里 |     |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称          | 開 設 場 所          | 許可病床数    |
|-----|----------------|------------------|----------|
| 診療所 | 医療法人<br>山口消化器科 | 長崎県佐世保市広田3-38-34 | 一般病床 11床 |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

・該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

・該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月22日 令和5年度決算の決定  
役員報酬額承認

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山口消化器科  
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

貸 借 対 照 表  
(令和 6年 4月 30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部      |         |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 20,171  | I 流 動 負 債    | 89,730  |
| II 固 定 資 産    | 108,520 | II 固 定 負 債   | 12,561  |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 105,113 | 負 債 合 計      | 102,291 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 0       | 純 資 産 の 部    |         |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 3,407   | 科 目          | 金 額     |
|               |         | I 資 本 金      | 10,000  |
|               |         | II 利 益 剰 余 金 |         |
|               |         | (その他利益剰余金)   |         |
|               |         | III 繰越利益剰余金  | 16,401  |
|               |         | 純 資 産 合 計    | 26,401  |
| 資 産 合 計       | 128,692 | 負債・純資産合計     | 128,692 |

法人名 医療法人 山口消化器科  
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

損 益 計 算 書  
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

| 科 目        |  | 金 額     |
|------------|--|---------|
| I 事業損益     |  |         |
| A 本来業務事業損益 |  |         |
| 1 事業収益     |  | 86,877  |
| 2 事業費用     |  | 101,017 |
| 本来業務事業損失   |  | 14,139  |
| B 附帯業務事業損益 |  |         |
| 1 事業収益     |  |         |
| 2 事業費用     |  |         |
| 附帯業務事業利益   |  |         |
| 事業損失       |  | 14,139  |
| II 事業外収益   |  | 1,079   |
| III 事業外費用  |  | 216     |
| 経常損失       |  | 13,275  |
| IV 特別利益    |  |         |
| V 特別損失     |  |         |
| 税引前当期純損失等  |  | 13,275  |
| 法人税等       |  |         |
| 当期純損失      |  | 13,275  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式 2

法人名 医療法人 山口消化器科  
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

財 産 目 録  
(令和 6 年 4月 30日現在)

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 128,692 千円 |
| 2. 負 債 額   | 102,291 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 26,401 千円  |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分               | 金 額     |
|-------------------|---------|
| A 流 動 資 産         | 20,171  |
| B 固 定 資 産         | 108,520 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 128,692 |
| D 負 債 合 計         | 102,291 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 26,401  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口消化器科

理事長 山口 直行 殿

私(注1)は、医療法人 山口消化器科の令和6会計年度(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月21日

医療法人 山口消化器科

監事 藤 美登里

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。